



意見書案第2号

学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり内閣総理大臣、文部科学大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長に意見書を提出する。

令和7年11月25日提出

提出者

長久手市議会議員 なかじま和代

賛成者

長久手市議会議員 田崎あきひさ

長久手市議会議員 山田けんたろう

長久手市議会議員 大島令子

長久手市議会議員 ささせ順子

長久手市議会議員 野村 弘

長久手市議会議員 おくだけんじ

長久手市議会議員 にしだ亮太

要 旨

近年、全国各地で発生している学校教員の不適切行為による事件は、公教育全体への信頼を揺るがす重大な問題である。抜本的な再発防止策を早急に講じるよう強く求めるため、関係機関に対し意見書を提出するものである。

別紙

学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書

近年、全国各地において学校教員による不適切行為、特に盗撮やわいせつ行為といった教育者として到底許されない事件が相次いで発生している。これらの行為は、児童生徒及び保護者、さらには地域社会に深刻な不安と不信を与え、公教育全体への信頼を揺るがす重大な問題である。

教育の現場は、子どもたちが安心して学び、成長する場であり、社会の信頼の上に成り立っていなければならない。多くの教職員は、日々子どもたちの成長のために誠実に努力を重ねている。

しかしながら、一部の教員による不適切行為や問題行動によって、子どもたちの安全と教育現場への信頼が損なわれている現状は、極めて憂慮すべきである。

不祥事の第一義的責任は当該教員個人にあるものの、現行の制度や採用体制の下では、未然防止の観点から課題が残されている。特に、市町村の教育委員会が設置する学校では、教員は都道府県教育委員会により採用された職員であるため、現場における市町村側の対応権限が限定的である現状を踏まえれば、国及び県の責任において、再発防止に向けた実効性ある制度の整備・強化を図ることが急務である。

よって、国及び県並びに関係機関におかれては、以下の項目を含む抜本的な再発防止策を早急に講じるよう、強く求めるものである。

記

- 1 教員採用時の適性検査や面接手法を見直し、採用段階での人材適正の確認を徹底すること。
- 2 採用後における服務規律・倫理研修を体系的かつ継続的に実施し、教職員の意識向上を図ること。
- 3 教員の不適切行為を早期に把握できるよう、内部通報制度や児童・保護者からの相談窓口を整備・強化すること。
- 4 学校現場における管理職の監督責任を明確化し、校長・教頭等管理職への研修を強化すること。

- 5 類似事件の再発防止に資するガイドラインを整備し、社会情勢や事例に応じて逐次更新のうえ、各教育委員会および学校現場に徹底すること。
- 6 被害児童・生徒および保護者への心理的・法的支援体制を整備し、二次被害を防止すること。
- 7 令和８年度施行予定の「こども性暴力防止法（日本版 DBS 法）」に関し、教育現場における具体的な準備（研修・体制整備）を早急に進めること。

以上、地方自治の現場として教育への信頼回復を強く願う立場から、国・県に対し、再発防止に向けた断固たる取組を強く要望するものである。

地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

内閣総理大臣
文部科学大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長
愛知県知事
愛知県教育委員会教育長

令和7年第4回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順 序	区 分	氏 名	
1	個人	田 崎 あ き ひ さ 議 員	12月3日(水) 5 人
2	個人	岡 崎 つ よ し 議 員	
3	個人	山 田 け ん た ろ う 議 員	
4	個人	水 野 勝 康 議 員	
5	個人	野 村 弘 議 員	
6	個人	川 合 と も ゆ き 議 員	12月4日(木) 5 人
7	個人	大 島 令 子 議 員	
8	個人	木 村 さ ゆ り 議 員	
9	個人	伊 藤 真 規 子 議 員	
10	個人	わ た な べ さ つ 子 議 員	
11	個人	な か じ ま 和 代 議 員	12月5日(金) 5 人
12	個人	お く だ け ん じ 議 員	
13	個人	富 田 え い じ 議 員	
14	個人	に し だ 亮 太 議 員	
15	個人	さ さ せ 順 子 議 員	

令和7年第4回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第3号 11月10日		地元自治体との連携による商工会 支援体制の強化と地域商工業振 興に対する施策の拡充に係る陳情	名古屋市中村区名駅4 丁目4番38号 愛知県商工会連合会 会長 [REDACTED] 長久手市岩作長池45 番地 長久手市商工会 会長 [REDACTED]、副会 長 [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]	



長久手市議会

議長 山 田 かずひこ 様

陳 情 書



令和7年11月10日

愛知県商工会連合会

名古屋市中村区名駅4丁目4番38号

長久手市商工会

長久手市岩作長池45番地

日ごろは、中小・小規模事業者の指導育成並びに商工会、商工会連合会の運営につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび県内57商工会の代表者が一堂に会して開催した「令和7年度商工会長会議」において、別添の内容について、満場一致で決議いたしました。

つきましては、私ども商工会、青年部・女性部を含め4万1千有余会員の総意をご賢察いただき、これらの決議事項実現のため特段のご配慮を賜りますよう、ここに陳情申し上げます。

「地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と 地域商工業振興に対する施策の拡充」

1 原油・原材料費の高騰等の影響を受けた事業者への支援の拡充

【継続】

中小・小規模事業者は、原油・原材料価格の高騰に加えて最低賃金の大幅な引き上げ、さらには、コスト高や人手不足、米国の関税措置による先行きへの懸念など、厳しい経営環境にさらされている。

また、ゼロゼロ融資の返済が始まったことにより、業績が回復しない中小・小規模事業者は、経営の行き詰まりなどによって倒産が増加するとともに、事業者の高齢化や後継者不足等によって、廃業が増加してきている。

そのため、景気が回復するまでの相当な期間においても、経営基盤の脆弱な小規模事業者の事業の継続と雇用の維持・確保ができるよう事業者への助成金、給付金の創設・拡充やプレミアム商品券などの地域内消費喚起に繋がる施策の継続を要望する。

2 商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充 **【継続】**

商工会は、中小・小規模事業者支援のため、地区内小規模事業者への巡回訪問や窓口相談により、事業者が抱える経営課題の把握と解決に向け積極的に支援に取り組んでいる。

とりわけ、経営発達支援事業の実施及び事業継続力強化支援計画の策定については、地元行政と商工会が連携を図って取り組むことが重要である。

そのため、県の小規模事業経営支援事業費補助金の交付対象となっている商工会の人件費や事業費（事務局長設置費、記帳指導員等謝金等を含む）については、市町村の小規模事業対策補助金として必ず交付対象になるよう配慮するなど、地元行政と商工会が一体となって取り組む地域振興対策に係る予算とあわせ、十分かつ安定的に確保され確実に執行されるよう要望する。

3 事業継続力強化支援事業の商工会との共同推進について **【継続】**

近年の記録的な大雨や大型台風の影響、また、首都直下地震や南海トラフ地震

といった大規模地震の発生も想定されている中、こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与える恐れがある。

大企業では、事前対策の取組みが一定程度進んでいる一方で、小規模事業者における災害への備えの取組みは一部にとどまっている状況にあり、大企業に比べて経営資源が脆弱な小規模事業者は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高いと言われている。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」が令和元年7月16日に施行された。

この中で、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会が市町村と共同で支援していくこととされており、自然災害等が発生した場合の地域経済活動の早期回復を着実に実行するため、商工会と共同で事業継続力強化支援計画を作成し、その取組みを推進できるよう配慮すること。

4 中小・小規模事業者への金融支援について **【継続】**

コロナ禍及び原油・原材料費の高騰や物価高等による中小・小規模事業者の資金繰り支援のため「ゼロゼロ融資」が創設され、事業の継続と雇用の維持に繋がった。

しかしながら、その返済が始まったことにより、返済に迫られる事業者が増えている中、特に、経営状況が逼迫している小規模事業者の事業の継続及び雇用の維持・確保を図るためには、円滑な資金繰りに対する新たな支援策が必要である。

ついては、借入金の返済に支障をきたさないよう再度、金融機関が行う小規模事業者向けの融資において、新たな借入に係る負担を軽減するための信用保証料助成や利子補給など、とりわけ小規模事業者の事業の継続を図るための所要の策を講じられるよう要望する。

5 中小・小規模事業者の事業承継支援について **【継続】**

中小・小規模企業の経営者は、高齢化により大量に引退する時期が差し迫っている。また、コロナ禍以降倒産件数は増加傾向にあり、その主な要因は、人手不足によるものや、人件費・物価の高騰を要因とした倒産の他、追加利上げ、さらなる賃上げの動きに対応しきれず、「あきらめ倒産・廃業」が広がることも予想される。

経営者の高齢化や事業者の休廃業が高水準で推移する中、地域産業の灯を消さ

ずに事業を残し次世代に繋ぐためには、事業承継への取組みは喫緊の課題である。
ついては、事業承継に関する各種相談や事業承継マッチング支援、専門家派遣等の支援に係る補助制度の創設を要望する。

6 創業者に対する補助制度等の創設 【継続】

地方経済を活性化させるためには、当該地域における創業促進が重要であることから、初期投資に係る開業資金や家賃の補助制度、事業者が新たに人材を雇い入れ、雇用創出を実現した場合の補助制度の創設を要望する。

7 小規模事業者の販路開拓の支援について 【継続】

小規模事業者が、新たな事業展開による販路開拓を積極的に支援するため、地域産品等の販売会・商談会への出展に係る経費やテストマーケティング実施に係る補助制度の創設を要望する。

8 中小・小規模事業者のBCPの普及促進に向けた支援 【継続】

中小・小規模事業者においては、度重なる自然災害を踏まえて防災意識が非常に高まっている。

災害発生時には産業のサプライチェーンが寸断し、日本経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されるが、中小・小規模事業者の多くは未だ未策定であり、BCP策定にあたっての十分なノウハウと財政的な余力がないことや人手不足などが要因であるものと想定される。

ついては、中小・小規模事業者のBCP策定を促進するため、一層の啓発を図っていくとともに、機器・器具等の導入促進や耐震化を図るための補助制度の創設を要望する。

9 地域課題に取り組む事業者への支援の拡充 【継続】

少子・高齢化や都市部への人口流出によって、過疎地域と中心市街地の格差が一層広がる中で、キッチンカーや移動販売車を利用した販売形態や買い物弱者への対応など、地域課題の解決に向けて取り組む事業者を支援することが必要である。

ついては、地域課題の解決のために取り組む事業者の業種・業態転換に係る費用の補助制度の創設を要望する。

10 街路灯の老朽化問題への対応について 【継続】

商工会が所有する街路灯の多くが、昭和から平成初期にかけて設置されており老朽化が進んでいる。

また、近年の自然災害等は被害規模が大きいなど、様々な要因による街路灯の転倒や落下が心配されている。

ついては、安心・安全の観点から老朽化した街路灯の修繕・撤去に係る費用の補助制度の創設並びに電灯料補助金の上乗せを要望する。

11 地域商工会独自事業への助成等

長久手市商工会が地域総合振興事業として実施している「ながくて商店街事業」及「子ども商店街事業」は、地域に密着した事業として多くの市民から期待され、継続を願われている事業である。

長久手市中小企業者支援補助金の継続と拡充

商工会と地域全体の事業者との連携による地域づくりが不可欠であることから、スーパーやコンビニエンスストアなどのチェーンストア及び大型店等の積極的な商工会への加入を促すための商工会との連携推進。

令和 7 年 11 月 10 日

長久手市商工会

会 長

副会長

副会長

令和 7 年 11 月 10 日

愛知県商工会連合会

会 長



令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年11月25日(火)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 意見書の処理結果について
- 2 議案の提出について
- 3 監査結果について
- 4 株式会社長久手温泉の経営状況について
- 5 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 議案説明員について

第4 議案第56号令和7年度長久手市一般会計補正予算（第7号）から議案第69号長久手市福祉の家（温泉交流施設を除く）の指定管理者の指定についてまで
（議案の上程、提案者の説明）

第5 意見書案第2号学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書の提出について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年11月26日(水)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第56号から議案第69号まで
（議案に対する質疑、委員会付託）

令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和7年12月3日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

田崎 あきひさ 議員

岡崎 つよし 議員

山田 けんたろう 議員

水野 勝康 議員

野村 弘 議員

令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和7年12月4日(木)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

川合ともゆき 議員

大島 令子 議員

木村 さゆり 議員

伊藤 真規子 議員

わたなべさつ子 議員

令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和7年12月5日(金)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

なかじま和代 議員

おくだけんじ 議員

富田えいじ 議員

にしだ亮太 議員

ささせ順子 議員

令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年12月15日(月)午前10時開議

第1 議案第56号から議案第69号まで

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

令和8年第1回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和8年2月19日～3月17日 27日間)

日 次	月 日	曜 日	開 催 時 間	摘 要
第1日	2月19日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	2月20日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	2月21日	土		休 会
第4日	2月22日	日		休 会
第5日	2月23日	月		休 会
第6日	2月24日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	2月25日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	2月26日	木	午前9時30分	常任委員会
第9日	2月27日	金	午前9時30分	常任委員会
第10日	2月28日	土		休 会
第11日	3月1日	日		休 会
第12日	3月2日	月		予 備 日
第13日	3月3日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	3月4日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	3月5日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	3月6日	金		休 会
第17日	3月7日	土		休 会
第18日	3月8日	日		休 会
第19日	3月9日	月		予 備 日
第20日	3月10日	火		休 会
第21日	3月11日	水	午前9時30分	予算決算委員会
第22日	3月12日	木		予 備 日
第23日	3月13日	金	午前10時	議会運営委員会
第24日	3月14日	土		休 会
第25日	3月15日	日		休 会
第26日	3月16日	月		休 会
第27日	3月17日	火	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

2月 3日(火) 午前10時 議会運営委員会

2月 9日(月) 午前 8時30分から 2月10日(火) 正午まで
一般質問通告受付

2月10日(火) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

2月17日(火) 午前10時 議会運営委員会

議会運営委員会に関する申合せ事項

令和7年 月 日改正

この申合せは、長久手市議会の適正な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

1 委員会は、次に掲げる事項に関し、調査・調整又は審査する。

(1) 委員会所管の議案、請願等に関する事項

(2) 議会の運営に関する事項

ア 会期及び議事日程に関すること

イ 議案の審議方法に関すること

ウ その他、議会運営に関すること

(3) 議会の会議規則及び委員会に関する条例等に関する事項

ア 会議規則及び委員会条例に関すること

イ 議員の定数条例、定例会の回数を定める条例及び市議会事務局に関する条例に関すること

ウ 定例会の招集時期を定める規則及び傍聴規則に関すること

エ 市議会事務局処務規程及び市議会公印規程に関すること

(4) 議長の諮問に関する事項

ア 議会選出委員及び市長等の付属機関の議会推薦委員に関すること

イ 議会の同意を要する委員等に関すること

ウ 議会費の予算に関して意見を聞くこと

エ その他、議長が必要と認めること

2 委員の選任

(1) 原則として会派に所属する議員で構成するものとし、各会派の所属議員数に概ね比例して選出する。

(2) 会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。議会役員の改選を行う5月の臨時会後に、会派の解散、結成等により会派の所属議員数の変更があった場合は、その都度、会派代表者会議において委員の人数について協議し、調整する。

(3) 会派に所属しない議員については、代表1人が委員外議員として出席する。発言することはできるが、採決には加わらない。

(4) 会派に所属しない議員の人数が議員実数の3分の1以上のときは、委員として選任するかどうかを、会派代表者会議において決定する。(会派に所属しない議員の人数、議員実数ともに議長は除く)

3 議長は、委員会に出席する。発言することはできるが、採決には加わらない。

4 副議長は委員外議員として出席する。発言することはできるが、採決には加わらない。

5 その他、委員会の運営に関し必要な事項の生じた場合は、その都度協議する。

長久手市議会運営上の先例

第4章 議会役員

1 議会役員の改選

- (1) 議会役員の改選は、5月の臨時会で行う。
- (2) 議会役員の人選等に関する調整は、会派代表者会議で行う。

2 議長及び副議長の選挙

- (1) 議長及び副議長の選挙は投票によって行う。
- (2) 議員は点呼に応じて演壇に置く投票箱に順次投票する。
- (3) 議長及び副議長選挙において得票数が同数のため、くじにより議長又は副議長を決定したことがある。

(議長：平成19年第1回臨時会)

(副議長：平成14年第1回臨時会、平成18年第1回臨時会)

- (4) くじは、順序を決めるくじと、当選を決めるくじと2回行う。順序を決めるくじの順序は議席番号順とする。

3 その他の選挙

- (1) 一部事務組合の議員並びに選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は指名推選の方法によるのが例である。
- (2) 指名推選の発議、指名の方法及び被選挙人の指名は、議長が行う。

4 開票立会人

開票立会人は、出席議員の中から2人（会議録署名議員）を議長が会議に諮って指名する。

5 選挙の結果

当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに行う。

6 監査委員の選任

- (1) 毎年、議会役員の改選を行う5月の臨時会において、会派代表者会議で協議する。
- (2) 会派代表者会議での協議の結果、前任者が引き続き任に就くことも可とする。
- (3) 会派代表者会議において、候補者が2人以上となり調整がつかない場合は、全議員による投票で決定する。投票の方法は、議長・副議長の選挙に準ずる（非公開）。

第6章 発言

2 一般質問

- (1) 一般質問には代表質問と個人質問があり、代表質問者は個人質問できない。
- (2) 個人質問は毎定例会、代表質問は第1回定例会に行う。
- (3) 発言通告書には具体的な質問要旨等を明確に記載する。
- (4) 文字の大きさは12ポイントで明朝体とし、電子データで提出する。
- (5) 発言の順序は、代表質問、個人質問の順に、それぞれ通告の順に行う。

- (6) 質問通告者が提出期限経過後に提出されたものについて受理を認めなかったことがある。(昭和51年第3回定例会、昭和54年第2回定例会、平成26年第3回定例会)
- (7) 質問通告者が当日欠席したときは、権利を放棄したとみなしたことがある。(平成8年第3回定例会) 会議規則を改正したことにより、質問者が当日欠席した場合、通告が無効になったことがある。(令和4年第1回定例会)
- (8) 2回目以後の質問は、質問者が答弁者を指名することができる。
- (9) 質問通告者が1回目に質問をしなかった事項は、2回目以降で質問をしない。
- (10) 再質問は、通告事項の順に項目ごとに質問・答弁を繰り返す。再質問において発言通告の項目順に行わなかったため、質問した項目以前の再質問を認めなかったことがある。
- (11) 再質問の回数制限はしない。(平成18年第3回定例会から。平成17年第1回定例会から3回。以前は2回まで。)
- (12) 代表質問の関連質問は、同一会派の議員に限り発言することができる。
- (13) 個人質問、代表質問は質問席で行う。関連質問は自席で行う。(平成17年第1回定例会から)
- (14) 一般質問開始時間は、午前9時30分開始とする。
- (15) 一般質問の録画映像は平成23年6月からインターネットで配信した。
なお、令和5年第1回定例会から本会議の全日程のライブ配信を開始し、その録画映像もインターネットで配信を始めた。

(16) 補助資料

一般質問においての補助資料とは、説明の際に言葉だけでは十分に伝わらない事柄について、議会出席者や傍聴者の理解を深めるために必要な資料を指す。

ア 議会出席者や傍聴者に資料内容が共有できるようにするため、質問日の前日正午までに、使用する資料を議会事務局に提出し、議長の許可を得る。

イ 写真やスキャンデータにできない類で実物を紹介する必要がある場合は、質問日の前日正午までに議長の許可を得た上で、質問席で掲げて見せることとする。

ウ 本を紹介する場合は、実物を質問席で掲げて見せるのではなく、質問日の前日正午までに議長の許可を得た上で、内容を説明する程度とする。表紙を共有する必要がある場合は、スキャンデータを質問日の前日正午までに議会事務局に提出する。

第8章 委員会

1 常任委員会

- (1) 委員長及び副委員長の互選は委員を選任した日に行い、その結果を次の本会議において報告する。
- (2) 副議長は、常任委員会の委員になることができる。副議長の職としては委員会に出席しない。

5 特別委員会

- (1) 特別委員会は議会の必要性に基づき議長発議により設置する。
- (2) 委員の選任方法は、常任委員会の選任の例による。

- (3) 副議長は、特別委員会の委員になることができる。副議長の職としては委員会に出席しない。
- (4) 「調査終了まで」と議決された特別委員会は、委員長が全員打合せ会で調査報告をしたのち、廃止の議決をする。
- (5) 予算・決算特別委員会については、委員数を８人とする。(平成３１年５月１日常任委員会へ移行)

第１２章 その他

３ 議会運営委員会

- (1) 議会招集日の前に会議を開き、会期日程、議事日程、一般質問通告者の割振り等を決める。
- (2) 会期中において、追加議案の取り扱い、議事日程の確認のため開催する。
- (3) 上程議案の内容を聴取するため理事者の出席を求める。

~~(4) 議長及び副議長は、議会運営委員会に出席する。~~

６ 会派代表者会議

- (1) 議長が会派相互の連絡調整を図る必要がある場合に開催する。
- (2) 会派代表者会議は議長が招集し、会派代表者~~等~~のほか副議長が出席する。